

菊池市観光事業継続支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、菊池市観光事業継続支援金(以下「支援金」という。)の交付に関し、菊池市補助金等交付規則(平成19年規則第1号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この支援金は、新型コロナウイルス感染症により甚大な影響を受け、本市の基幹産業である観光業のうち、新型コロナウイルスの発生と感染拡大の防止に係る市の休業要請に協力いただいた宿泊事業者及び外出自粛の影響を全面に受け、休業を余儀なくされている貸切バス事業者の事業継続を支援することを目的とする。

(補助対象者)

第3条 この支援金の補助対象者は、日本標準産業分類(平成25年総務省告示第405号)における「大分類Mー宿泊業、飲食サービス業、中分類75 宿泊業」のうち751 旅館、ホテルを営む旅館及びホテル業の許可を有する者で、市内に事業所を有する事業者並びに「大分類Hー運輸業、郵便業、中分類43 道路旅客運送業」のうち433 一般貸切旅客自動車運送業を営む一般貸切旅客自動車運送業の許可を有する者で、本店所在地が菊池市にある事業者とし、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市が休業要請をした令和2年4月29日から5月6日までの期間を含む令和2年4月1日から5月31日までの期間に30日間以上休業(キャンセルによる休業を含む。)をした宿泊事業者又は令和2年4月1日から5月31日までの期間に30日間以上休業(キャンセルによる休業を含む。)した貸切バス事業者
- (2) 今後も事業を継続して行う意思を有する事業者
- (3) 市税に未納がない者(新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い徴収が猶予されているもの等は除く。)
- (4) 菊池市暴力団排除条例(平成24年条例第1号)第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員でないこと。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する事業者又はこれに類する業種でないこと。

(支援金の額等)

第4条 支援金の額は、規則第3条第2項に定める交付基準の補助率にかかわらず、次に掲げるとおりとし、1事業者当たり100万円を上限として、予算の範囲内で市長が定めるものとする。

- (1) 宿泊事業者 客室1室につき5万円
- (2) 貸切バス事業者
 - ア 大型バス1台につき10万円
 - イ 中型・小型・マイクロバス1台につき5万円

2 支援金の交付は、1事業者につき1回限りとする。

(交付申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする事業者は、菊池市観光事業継続支援金交付申請書兼請求書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) パンフレット等部屋数が確認できる資料(宿泊業者に限る。)
- (2) 宿泊予約表の写し等利用がなかったことが確認できる書類(宿泊事業者に限る。)
- (3) バスの車検証の写し(貸切バス事業者に限る。)
- (4) 貸切バス運行計画書の写し等運行していないことが確認できる書類(貸切バス事業者に限る。)
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付決定等)

第6条 市長は、前条の規定による支援金の交付申請があったときは、当該申請の内容を審査し、支援金を交付すべきと認めるときは、支援金の交付を決定し、菊池市観光事業継続支援金交付決定兼確定通知書(様式第2号)により、補助対象者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による通知を行ったときは、速やかに補助対象者に支援金を交付するものとする。

(支援金の返還)

第7条 市長は、支援金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支援金の交付決定を取り消し、若しくは変更し、又は既に交付した支援金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の行為により支援金の交付を受けたとき。
- (2) その他市長が適当でないと認めるとき。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。